

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年11月9日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。  
なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

## 1. GIグレード 0件

## 2. GIIグレード 2件

NO.	号機等	不適合事象	原子炉安全上の影響度合い
1	5号機	非常用ガス処理系排気筒モニタ(B)の測定値を集計するシステムに設定するバックグラウンド値(通常値)を、誤って本来の値より低めに設定していたことを確認した。速やかに当該設定を修正済み。当該事象の原因を調査。	GIII以下
2	その他	固体廃棄物処理建屋において、充填されたドラム缶1本を汚染のおそれのない区域へ移動するために物品搬出確認測定した際、わずかに汚染があることを確認した。測定エリアおよび搬出作業員に汚染なし。汚染部位を養生し保管。 平成25年3月29日再審議にてグレード変更 GIII→GII (測定結果の再評価の結果、社内基準(4Bq/cm <sup>2</sup> )を越える汚染(10Bq/cm <sup>2</sup> )であることを確認したことからグレードをGIIとした。)	GIII以下

## 3. GIIIグレード 7件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	1号機	低電導度廃液系クラッド除去装置(A)(B)のサイクロンセパレータ出口配管において、継ぎ手部のカバーを固定するボルトの一部が外れていること他を確認した。当該ボルトを修理。	
2	2号機	制御棒駆動装置の位置表示器の一部において、ケーブル接続部の被覆チューブに剥がれを確認した。当該チューブを修理。	
3	3号機	モニタ建屋送風機(A)電動機の点検時、軸受取付け部の寸法が管理値を外れていることを確認した。当該軸受取付け部を修理。	
4	5号機	高電導度廃液収集ポンプ(B)シール水供給弁にシートパスを確認した。当該弁を点検・修理。	
5	6号機	移動式炉内計装系の駆動装置において、検出器の接続部に接触不良を確認した。当該接続部を点検・修理。	
6	6号機	局部出力領域モニタ(208個中の1個)の復旧時、電源を入れた際、一時的に指示値が高くなることを確認した。当該事象の原因を調査。	
7	6号機	残留熱除去系(B)熱交換器出口弁の中央制御室における弁開度の指示不良(現場の弁開度と異なる)を確認した。当該事象の原因を調査。なお、弁動作は異常なし。	